

# 総務産業委員会報告書

令和5年11月29日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 山本 成

令和5年11月29日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
議案第106号 令和5年度備前市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第107号 令和5年度備前市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第111号 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第112号 備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第113号 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし



## 総務産業委員会記録

招集日時	令和5年11月29日（水）	本会議休憩中		
開議・閉議	午前10時50分	開会 ～ 午前11時15分 閉会		
場所・形態	委員会室	会期中(第5回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		藪内 靖
		松本 仁		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	あり		
説明員	総務部長	今脇典子	総務課長	青木克行
	都市整備部長	河井健治		
審査記録	次のとおり			

## 午前10時50分 開会

○山本委員長 ただいまの出席数は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

### \*\*\*\*\* 議案第111号の審査 \*\*\*\*\*

まず、議案第111号備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第111号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 先ほど中西委員からも質疑がありましたので、それに加えてホームページで調査したと、現状一覧表をいただいとんですけど、ホームページで調査というのは正しいですか。私ら調査するというなら直接担当者に電話して実態を調査するけど。ホームページは更新せずに古い場合があるからあんまり信用してねんじゃけど、その辺は本当に正しいですか。

○青木総務課長 ホームページで調査はしましたが、その後で電話でも確認しておりますので、正しいと考えております。

○尾川委員 条例改正というか、人事院勧告に対する対応については何にも聞いてないのか。

○青木総務課長 まだ議会が開会されてない市もございますが、事前にお聞きをしております。

○尾川委員 それはどういう状況ですか。15市全部聞けと言うんじゃねえけど、大体その担当者としてすりゃマークする自治体は、格からいうたらこのくらいかなというのがあると思うけど、そういうところを参考にさせてもらって、あんまり横ばあ見んでもえんじゃけど、その辺はどねんな捉え方しょんか、一遍聞かせてもらえたらと思う。

○青木総務課長 実際のところ15市の方に全部一応聞いておりますけれども、1つだけまだ回答待ちがあるんですけど、15市に聞いている中でうちを含めて今14市回答をもらってます。約半数の市が増額する改正のほう考えているというのを聞いております。

○尾川委員 具体的な自治体の名前を上げてもらうと教えてもらうたら、そのいろんなデータを見るときにわしはわしの尺度で見いきょんじゃけど、市の総務課長がどういうところを特にマーク、ターゲットにして参考にしていきょんかなというのを聞かせてもらえたらと思う。

○青木総務課長 先ほど言いましたが、まだ開会してないところもあるので、こことここが上がるのかというのはお答えできないですけども、よく近隣で瀬戸内さんとか赤磐とかもあるとは思いますが、そこだけじゃなくてさっき言ったように15市の状況を注視して考えてるということで御理解いただきたいと思います。

○尾川委員 また教えてちょうだい。

細部説明書3ページに平準化というのよう分からのじゃけど、平準化するならもう上げえでもええじゃねえかと思う、その辺はどういう考え方しとんか、今の政府と一緒に減税するという、そんなと同じで何のために平準化する、平準化するんだったらもう最初から、それでまた条例改正せにゃいけんのじゃろうと思うし、これを含んだ条例改正になっとんかどうか、情報と

というのはそんなに曖昧にいけるかどうか分からんのじゃけど、給料表の条例を、平準化という意味がちょっとよう分からんので、詳しく教えてもらえたらと。

○青木総務課長 平準化といいますのが今回12月で0.05上げるんですけども、来年、令和6年度は平準化ということで、上がった0.05を半分にして0.025を6月と12月に加えると、平準化というのはそういう意味でございまして、今回の条例改正の中にも第1条関係と第2条関係ということで2つ盛り込んでおりますので、これで来年度平準化できるようになっております。

○尾川委員 公務員や国家公務員も応募者が少ねえいうて新聞には書き立てるんじゃけど、公務員志望が少のうなっというということで、あと一般職のほうでも話を出そうと思うたんじゃけど、その辺はどういうふうに捉えとんかなと。それと民間の備前市周辺の企業も上場企業、それから町工場と、いろいろ違うと思うけど、そのあたりの調査は民間の賃金のペースというか、初任給なんかの、社長の金額とか、その辺はもう参考にはしょうらへんの。

○青木総務課長 民間とか、そういうのは今調査はしておりません。そういう調査がないので、人事院の勧告を準拠させてもらってるというところであります。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第111号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第112号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第112号備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第112号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 先ほどもちょっと触れたけど、初任給について大体人勧でいったらこのくらいの金額になるんかなと思うけど、まず1点目が先ほども公務員志望ということについての応募、要するに上げるということは全てじゃねえと思うけど希望者が少ねえから上げていくという感覚があると思う。そのあたりでこの金額で妥当というか、まあこのくらいでいかにやしようがねえなということか、その辺詳しく説明してもらいたい。

○青木総務課長 応募してくる職員が少ないからというのではなくて、人事院のほうで民間の給与の格差のほうを調査しておりますので、そのところで格差があるということでその分初任給を

上げているのだというふうに理解しております。

○尾川委員 民間との格差というのは、具体的に備前市の周辺の企業と比較したりするというようなことあるか。

○青木総務課長 どのあたりをされているということはちょっと把握しておりませんが、人事院のこの勧告の骨子には約1万1,900民間事業所の約46万人の個人別給与調査、完了率が82.6%となっておりますけども、そういうところと比較されているというところであると思います。

○尾川委員 これでえんじゃけど、やっぱり備前市の周辺の民間企業の処遇というか、待遇というのをある程度参考にしながら調べるぐらいの、あんたらとわしらと民間の育ったものと感覚が違うんじゃけど、今は違うんかもしれんけど、お役所というたらそういう色眼鏡で見ようから。改正にはちゃんとした資料を用意して比較しながら人勧に沿っていくように、あんたらよう知つとると思うけども、毎月勤労統計を取って比較して人勧から勧告するわけじゃけど、大きな会社ばあ相手して、そうかというても人を取らにゃいけんのかというのが両面あるわけじゃ。この辺の世間相場の金額と、人を取らにゃいけん金額と、そういう問題があるから、ちいたあ備前市の取り巻く企業の状況を把握するということと比較しながら口に出して言わんでええけど、どこかでそういう比較しながら設定していくということをぜひやってほしいと思う。調べてねえと言うから言うんじゃけど、やっぱり備前市の市役所じゃから、国の市役所じゃねんじゃから、その辺何か答弁してくれたらと思う。

○青木総務課長 委員御指摘のとおり、可能であれば調査はしてみたいと思います。

○尾川委員 また調べた結果を教えて。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○石原委員 細部説明の末尾のほうへ会計年度任用職員の方についても幾らか記載があるけど、会計年度任用職員についてはもうこの条例改正で同じように対応がなされてということでよろしいですか。

○青木総務課長 委員御指摘のとおり、こちらのほうで会計年度のほう対応していくということになります。

○石原委員 会計年度任用職員の条例改正は要らんのですか。

○青木総務課長 会計年度の方の改正は、今回は必要ないです。うちが決めている、その何級何号給を見るようになっていきますので、給料についてはそちらを見てなんで、改正は必要ないと。

○石原委員 いやいや、この細部説明に会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正をしまいたいな記述があるんで、こちらの改正とまた違うタイミングでなされるんかな、どうなんかなと思ひまして。

○青木総務課長 ここに書いているのは附則で、第1条の規定は附則で会計年度任用職員の給与を規定していますので、これで改正がなされるということで理解していただければと思います。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第112号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第113号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第113号備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第113号について質疑を希望される方の発言を許可します。

○石原委員 先ほど質疑で資料も御提示がなされましたけれども、今年度現状では8名おられて、せんだっての決算で令和4年度については何名でしたか、もうちょっと少なくても5年度また増えとんじやなと感じたところですけども、1号給お三方、3号給お一方、4号給が4人ということですけども、皆様方の任期はもういろいろですか、3年であったり5年であったり。

○青木総務課長 基本的には3年が多いと。

○石原委員 3年が多いでしょうけど、基本的には、5年、違う任期の方もおられる。

○青木総務課長 こちらで把握しているのは3年でございます。

○石原委員 1号給の方、3号給の方、4号給の方々はどういった業務に就かれとんどでしょうか。

○青木総務課長 それぞれ言ってしまうと、その人の給料が分かっただけで、それは御容赦願いたいと思います。

ただ、市長部局に2人と教育長に6人配属しております。

○石原委員 いつぞや所管事務調査か何かのやり取りの場面だったか、何かこの件でお尋ねしたときに、公募をかけるときに号給について明確に応募の段階で明示がなされれば公表も可能ですよみたいに私は聞いたように思うけれども、備前市では任期付職員の方、採用に当たっては号給のところは伏せてというか、こういう業務ですという形で応募されとんどですか。

○青木総務課長 号給までは載ってないと思うんです。

○石原委員 深めていくのはまた違う画面だと思いますけれども、条例に各号給のこの方はこの号給ですよみたいな規則の第4条にありますけれども、そこで見てもややこしいですけど、特に困難な業務に就く方は3号給とか、特になくて困難な業務に就く方が何号給とか、特に困難でさらに重要な業務に就かれる方はこの号給とか、いろいろあるんですけども、それはどういう形で決定がなされるんでしょうか、特にとりか困難なとかというのは。

○青木総務課長 それはもう配属して、そこで行う業務を客観的に考えて決めるんじゃないかと思っております。なかなかこういう仕事だからこの給というのは言えないかなと思います。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

これより議案第113号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第113号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第106号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第106号令和5年度備前市水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

議案第106号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第106号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第107号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第107号令和5年度備前市下水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

議案第107号について質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第107号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会